

別記様式第2号（第6条関係）

周南市家庭学習のための通信機器等貸付物品借用願兼借用証

年 月 日

学校教育課長 様

借受人
(児童・生徒)
氏名

(保護者)
住所

氏名

下記の物品を借り受けます。

なお、利用にあたっては、貸付条件を承諾し、遵守します。

記

品 名	モバイルWi-Fiルータ	充電アダプタ、ケーブル
数 量		
シール番号		
借用の額	無償	
借受期間	年 月 日 ～ 学校教育課長が指定する日	
貸付条件確認欄	<input type="checkbox"/> 別紙、貸付条件について確認しました。	

※貸付条件を確認したうえで、同意いただき、貸付条件確認欄にチェックをつけてください。貸付条件確認欄にチェックがなければ、貸付けを行うことができません。

貸付条件

1. 借受人は、その貸付けを受けた時から貸付物品について保管管理などの義務を負うものとする。
2. 貸付物品の利用にあたっては、借受人は次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 貸付物品を他者に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 貸付物品を売却、廃棄又は故意に破損若しくは汚損すること。
 - (3) 貸付物品分解し、又は改造すること。
 - (4) 貸付物品を学習活動以外に使用すること。
 - (5) 貸付物品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
 - (6) その他家庭学習のための通信機器貸付の目的に反する行為を行うこと。
3. 借受人は、学校教育課長から貸付物品の管理運営に当たり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。
4. 家庭における通信機器使用にあたっての契約に係る費用、使用時の通信料及び充電に係る経費は、借受人の負担とする。
5. 借受人は、貸付物品を亡失したとき、又は貸付物品が損傷したときは、直ちに貸付物品亡失・損傷届（別記様式第4号）を学校教育課長に提出しなければならない。
6. 借受人の故意又は重大な過失により貸付物品を亡失したり、損傷を及ぼしたりした場合には、修繕費等の原状復旧に要する費用は、借受人の負担とする。
7. 市又は学校は、市又は学校が意図しない貸付物品の利用により借受人が受けた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。
8. 借受人は、貸付期間終了日までに、貸付物品を返却しなければならない。(※)
9. 貸付期間中であっても、市又は学校の管理運営において特別な事情が生じたときは、貸付けを中止することがある。
10. 借受人には、占有権等の一切の権利の帰属はないものとする。
11. 借受人が、貸付物品を返却すべき日までに返却せず、市からの督促にも応じない場合は、借受人は貸付物品の価額を弁償する責任を負う。

※ 返却の際、必ずSIMカードを取り外した状態であることを確認すること。